

大規模災害からの復興に関する法律と復興まちづくりについて

都市研究センター副所長兼研究理事
前 内閣府大臣官房審議官（防災担当）兼災害対策法制企画室長
佐々木 晶二

（まえがき）

筆者は前職において、平成 25 年 6 月 21 日に公布された大規模災害からの復興に関する法律について、法制化の責任者を務めていた。その法制定の概要を広く周知するとともに、東日本大震災の復興まちづくりを検証する視点を提示したい。

I 大規模災害からの復興に関する法律の概要

1 はじめに

大規模災害からの復興に関する法律は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、昨年 6 月に行った災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）の附則等において、「災害からの復興の枠組み等について引き続き検討すべき」とされたことから、中央防災会議の指摘を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、政府の復興対策本部や復興基本方針、都道府県復興方針や市町村の復興計画などについて、あらかじめ法制化を図るものである。

これまでの大規模災害に対する復興の枠組みは、発災後にその都度、特別法の制定により対応してきたが、本法によって、個別の特別法の制定を待たず迅速に閣議決定

をもって、復興対策本部を設置し、復興基本方針を策定することが可能となる（注 1）。

このような国の取組を受けて、地方公共団体においても、今後、大規模災害が発災した場合にも、復興に向けて、早期に見通しを立てて、都道府県復興方針を策定し、市町村による復興計画を作成することが可能になるものと考えている。

また、本法では、復興計画に記載する復興整備事業についての許認可等の一括処理などの特例、災害復旧事業等の国等による代行制度などを設けており、これにより、地方公共団体の事務負担の軽減にも寄与するものとしている。

このように、この法律により、大規模災害が発生した場合において、国及び地方公共団体を通じて、これまでよりも円滑かつ迅速な復興への取組が行われることを期待している。

2 基本理念（法第 3 条関係）

復興には、災害による被害を前提としつつ、地域や地区に根付いた取組が必要であることから、地域住民の意向を尊重し、市町村が主体的に取り組むとともに、都道府県が広域的な方針を示し、被災者の生活再建、地域経済の復興が一体となって図られなければならない。

この法律では、このような共通の認識をもって、国及び地方公共団体の施策が円滑かつ迅速になされるよう、大規模な災害からの復興に当たって、基本となる理念を定めた（注2）。

2. 復興対策本部及び復興基本方針等

（1）復興対策本部の設置（法第4条から第7条まで関係）

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害からの復興のためには、国の各省庁だけではなく、地方公共団体を含めて、施策が面的な広がりをもって一体的に行われるよう調整を図り、的確かつ迅速に実施することが必要である。

このため、特定大規模災害（災害対策基本法による緊急災害対策本部が設置された災害をいう。）が発生した場合に、内閣総理大臣は、閣議にかけて、復興基本方針の案の作成、関係行政機関及び地方公共団体の施策の総合調整などを所掌する復興対策本部及び当該本部の事務の一部を行う復興現地対策本部を設置できることとした（注3）。

また、被災した地方公共団体の意向や有識者の意見を反映させるため、諮問に応じて復興に関する重要事項の調査審議等を行うものとして、復興対策本部に関係地方公共団体の長等から内閣総理大臣が任命する者を構成員とする復興対策委員会を置くこととし、復興基本方針の案を作成する際には、当該委員会の意見を聴かなければならないこととした。

（2）復興基本方針の策定（法第8条関係）

政府は、特定大規模災害が発生した場合において、復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念にのっとり、復興の意義及び目標、政府が実施すべき施策、被災地域における人口の現状及び将来の見通しや土地利用の基本的方向、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保などについて定める復興基本方針を閣議決定しなければならないこととした（注4）。

当該方針は、地方公共団体が早期に復興の見通しを立てられるよう、速やかに策定されるべきものであり、これに即して、都道府県復興方針及び市町村の復興計画は作成されることとなる。

（3）都道府県復興方針の策定（法第9条関係）

特定大規模災害による被害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針（都道府県復興方針）を定めることができることとした。

この方針には、都道府県の判断により、復興の目標、当該都道府県が実施すべき施策、当該都道府県における人口の現状及び将来の見通しや土地利用の基本的方向などを定めることとしており、これに即して、当該都道府県内の市町村の復興計画は作成される（注5）。

3. 復興計画等における特別の措置

(1) 復興計画の作成（法第 10 条及び第 11 条関係）

特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域や、その影響により多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など一定の要件に該当する地域をその区域とする市町村は、復興基本方針及び都道府県復興方針に即して、単独で又は都道府県と共同して、復興計画を作成できることとした。

復興計画は、市町村における復興に当たってのマスタープランとして機能すべきものであり、市街地から農地までの一体的な整備や集落単位での集団移転など被災地域の実態に即した事業を一つの計画の下で展開し、地域全般の復興を円滑かつ迅速に進めるためのものである。

当該計画には、その区域、目標、当該市町村における人口の現状及び将来見通し、土地利用に関する基本方針、市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業（復興整備事業）並びに地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務などを記載することとしている（注6）。

また、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないこととし（注7）、また、復興計画及びその実施に関して協議するため、市町村長と都道府県知事のほか、必要と認める者を構成員とする復興協議会を組織できることとした。

(2) 復興計画等における特別の措置（法第 12 条から第 41 条まで関係）

①土地利用に係る許認可等の一括処理

被災した地方公共団体の事務負担の軽減及び手続の迅速化に資するよう、復興協議会での協議・同意等を経た復興計画の公表をもって、当該計画に記載された土地利用基本計画の変更等や復興整備事業に係る許認可等があったものとみなし、複数の個別法による手続を一括で処理できることとした。

②復興整備事業に係る許認可等の特例

被災地域の住民の生活再建などのために、市街化調整区域や安全が確保できる高台等における住宅整備などが可能となるよう、復興計画に記載された復興整備事業について、開発許可や農地転用の許可に係る要件を緩和する等の特例を設けることとした。

③復興一体事業

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域などにおいて、土地利用の再編を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、復興整備事業として、土地区画整理事業及び農用地の保全又は利用上必要な施設の新築等を一体的に施行する復興一体事業を設けることとした。

④復興計画の実施に係る特別の措置

復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を確保するため、市町村が事業の実施区域における建築物の建築等の情報を把握し、必要

に応じて勧告等を行うことができる届出対象区域の制度を設けることとした。

また、被災地域において、土地所有者等の所在が不明となり、その同意が得られない場合でも、復興計画の作成や復興整備事業の実施等のために測量や地質の調査等ができるよう、必要な限度において、市町村等による土地への立入りや障害物の伐除等を可能にする等の措置を講ずることとした。

さらに、復興整備事業を実施するに当たって土地の筆界が不明確な場合には、事業主体は筆界特定登記官に対して、筆界特定の申請ができること、独立行政法人都市再生機構は、委託に基づいて復興整備事業を行うことができることとした。(注8)

⑤ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

特定大規模災害による被災区域において、土地区画整理事業などよりも早く事業化することによって、道路等の公共施設にあわせて、住宅施設、事務所・事業所等の業務施設及び教育・医療・官公庁・購買施設等の公益的施設を一体的に整備し、地域住民の生活及び地域経済の再建のための先導的な拠点となる市街地を形成するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を創設した(注9)。

4. 災害復旧事業等に係る国等の代行

(1) 都市計画の決定又は変更の代行(法第42条関係)

大規模災害が発生した場合、被災した地

方公共団体においては、行政機能の低下や専門的な知識・経験を有する職員の不足などによって、復興のために必要となる都市計画の決定等所要の措置を自ら速やかに講ずることが困難となることも想定される。

このため、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害(特定大規模災害等)による被害を受けた都道府県や市町村は、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、国や都道府県による代行業を要請できることとした。

また、要請を受けた国や都道府県は、要請した地方公共団体における都市計画に係る事務の実施体制など地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとした(注10)。

(2) 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行(法第43条から第52条まで関係)

東日本大震災では、被災による行政機能の低下等によって、自ら災害復旧事業等を実施することが困難な地方公共団体が発生したため、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」が制定され、海岸保全施設の災害復旧事業などの国等による代行がなされたところである。

こうした事態は、今後発生が懸念される大規模災害でも想定されるため、特定大規模災害等による被害を受けた地方公共団体等は、漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全

施設、河川などの災害復旧事業等に係る工事について、国や都道府県に代行を要請できることとした。

また、要請を受けた国や都道府県は、要請した地方公共団体等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとした（注 11）。

5. その他

（1）職員の派遣の要請等（法第 53 条から第 56 条まで関係）

特定大規模災害による被害を受けた地方公共団体では、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足することも懸念される。このため、国に対して、職員の派遣を要請できることとし、また、内閣総理大臣や都道府県知事に対して、国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求めることができることとした。

また、要請等を受けた国及び地方公共団体は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、職員を派遣するよう努めることとしている（注 12）。

（2）財政上の措置等（法第 57 条関係）

特定大規模災害からの復興に当たって必要となる具体的な財政上の措置等については、個別の災害規模や被害状況、国及び地方公共団体の財政状況、財源確保のための

発災時の国民全体の負担、被災地域の主要産業等を踏まえる必要があるため、この法律では、国は、特定大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずべき旨規定することとした（注 13）。

なお、当該規定は、法制上の措置がなされなければ、財政上の措置がなされないという趣旨のものではない。

6. 施行期日等

（1）施行期日（附則第 1 条関係）

この法律の施行期日は、原則、公布の日（平成 25 年 6 月 21 日）としているが、上記 3 から 5（1）までに係る規定（法第 3 章、第 53 条から第 56 条まで及び第 5 章並びに附則第 5 条から第 11 条までの規定）については、政省令を作成し、関係機関に周知する等の準備が必要なことから、平成 28 年 8 月 20 日から施行することとした。

（2）経過措置（附則第 2 条関係）

東日本大震災からの復興については、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）や東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）などの特別法による措置が講じられており、この法律は、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、復興のための基本的な枠組み等を定めているものである。

このため、この法律の規定は、その措置の内容を法律案として閣議決定した平成 25 年 4 月 12 日以後に発生した災害につい

て適用することとし、法制的には、東日本大震災は対象としていない。

II 大規模災害からの復興に関する法律からみた復興まちづくりの視点

大規模災害からの復興に関する法律は、上記のとおり、それ自体は東日本大震災の復興まちづくりに適用されるものではない。ただし、東日本大震災の復興のための様々な法律を踏まえて、いわばブラッシュアップした形で法定化されていることから、この新しい、大規模災害からの復興に関する法律で新たに追加された視点から、東日本大震災からの復興まちづくりについて分析を深めることは有意義と考える。

1 市町村が定めた復興計画の基本理念について

東日本大震災基本法では先に述べたとおり、「日本の再生を視野に入れた抜本的な対策」といった被災地以外の視点や「人類共通の課題の解決に資するための先導的な取り組み」といった大上段な記述がなされていた。しかし、新しい復興法では、基本理念を「地域における生活の再建と経済の復興を図る」と限定し明確化したところである。

実際に、東日本大震災の復興のために定められた市町村の復興計画について、復興のために最も重要な生活の再建と経済の復興という観点からどの程度重視されたかという視点から検証してみる必要がある。

2 政府の復興の基本方針のうち人口フレーム及び土地利用の方針について

新しい復興法では、政府が復興に当たって人口の現状及び見通し並びに土地利用の方針を定めることとしている。

これに対して、東日本大震災の復興基本方針ではこの点について、明確に定めなかった結果、市町村の定める復興計画において、適切な人口フレーム、土地利用方針に基づいて、復興整備事業が策定されているか、過大な復興整備事業が計画されていないかという視点から検証が必要である。

3 市町村が定める復興計画の計画内容について

新しい復興法では、基本理念の生活の再建と経済の復興という観点から、復興整備事業のほかに、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項を定めることとしている。

東日本大震災の復興のために定められた復興計画においては、この生活や地域経済という観点からどの程度の計画事項が定められ、また、実際に事業が実施されているかについて検証してみる必要がある。

4 市町村の復興計画の策定手続きについて

新しい復興法では、復興計画について、住民手続きを実施することを義務づけている。

これに対して、東日本大震災復興特別区域法では具体的に住民手続きに関する記述

はない。もちろん、実際の事業を実施する段階では、住民手続きなしに実施することは困難なため、実態として、住民参加手続きはある程度早期から実施されたと想定されているが、復興計画を策定する段階でどの程度実施されたのかについて分析する必要がある。

5 市町村の復興計画策定に当たっての配慮事項

東日本大震災の復興計画の策定に当たっては、市町村と県の復興計画の策定プロセスが輻輳し、必ずしも都道府県の方針をまわって市町村が復興計画を策定するという順序にはなっていなかったと見受けられる。このため、都道府県の中での市町村間の復興計画の内容の調整が的確に図られているのか、さらには、県を超える視点からみて、適切で調和のとれた計画となっているかについて、検証してみる必要がある。

6 職員の派遣、斡旋について

東日本大震災の被災地においては、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等、事前に地元市町村で実施した経験のない事業を大量に実施することになっている。

新しい復興法では、内閣総理大臣が職員を斡旋し、また、地方行政機関や他の都道府県から職員を派遣する仕組みが設けられているが、東日本大震災の復興時点ではそのような仕組みはなかった。このため、事実上、事務系職員は総務省、技術系職員は国土交通省が中心となって他の都道府県や

政令指定都市などから職員を派遣して頂くといった手続きをとらざるを得なかった。

現実に、現時点においても、市町村での専門職員不足の声が聞かれるところであり、また、地元調整という観点から、地元に入って地元意見をまとめるコーディネーターとしての専門家への支援の必要性も求められている。

このような幅広い観点から、東日本大震災の復興に当たって、職員の派遣、斡旋について、適切に実施されているのか、また、地元に入るコーディネーターとしての専門家はどのような状況にあるかという点についても検証していく必要がある。

7 今後の検討課題

新しい復興法で新設された規定などに基づき提示した以上6点について、さらには、現在、都市研究センターで実施している東日本大震災復興まちづくり状況分析研究会の調査を引き続き行いながら、東日本大震災の復興まちづくりの進捗状況について、より丁寧な分析を続けていきたい。

なお、別添の図表は、市町村の定めた復興計画を文書上から、人口フレームの記述、計画策定手続きの記述、計画事項の内容等を比較したものであり、必ずしも実地調査を踏まえたものではない。この内容についても引き続き精査してまいりたい。

(図表) 岩手県及び宮城県内の市町村の復興計画の記載内容分析

	復興計画の有無	復興計画への住民参加の視点	復興計画での生活復興の視点	復興計画での産業復興の視点	復興計画における人口減少、少子高齢化の視点	復興計画における人材確保の視点	その他復興計画の特徴	
岩手県	宮古市	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	多重防災の考え方
	大船渡市	あり。	ワークショップを実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	地区・地域ごとの復興推進組織
	北上市	なし。						
	久慈市	あり。	住民アンケートの実施	あり。	あり。	なし。	なし。	再生エネルギーの記述あり
	一関市	なし。						
	陸前高田市	あり。	住民アンケートの実施	あり。	あり。	なし。	なし。	
	釜石市	あり。	まちづくり懇談会、ワークショップ実施	あり。	あり。	将来人口推計あり	なし。	浸水深2m採用
	大槌町	あり。	地域復興協議会の実施	あり。	あり。	なし。	なし。	海洋研究都市
	山田町	あり。	懇談会、アンケート調査の実施	あり。	あり。	なし。	なし。	
	岩泉町	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	
	田野畑村	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	
	普代村	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	水産業中心
	野田村	あり。	村民アンケートの実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
洋野町	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	ウニ中心	
宮城県	仙台市	あり。	アンケート調査、座談会など実施	あり。	あり。	なし。	なし。	浸水深2m採用
	石巻市	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	
	塩竈市	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	
	気仙沼市	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	
	白石市	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	

名取市	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	なし。	なし。	
多賀城市	あり。	意見交換会及び意見募集の実施	あり。	あり。	なし。	なし。	
岩沼市	あり。	市民の意見募集の実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	十年希望の杜
登米市	あり。	市民アンケートの実施。	あり。	あり。	なし。	職員派遣の記述あり	
栗原市	あり。	市民検討会、市民アンケートの実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
東松島市	あり。	地区懇談会、市民アンケートの実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
大崎市	なし。						
亘理町	あり。	住民説明会、行政区長との意見交換の実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
山元町	あり。	復興計画策定の手続きの記述なし	あり。	あり。	将来人口推計あり。	なし。	
松島町	あり。	市民アンケートの実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
七ヶ浜町	あり。	地区説明会の実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
利府町	あり。	町民アンケートの実施。	あり。	あり。	なし。	なし。	
涌谷町	なし。						
大郷町	なし。						
美里町	なし。						
女川町	あり。	公聴会の開催。	あり。	あり。	なし。	なし。	
南三陸町	あり。	町民アンケートの実施。	あり。	あり。	将来人口推計あり。	なし。	

(備考) 筆者作成

2 文献による調査であり、実地調査までは行っていない。例えば、復興計画の策定の際の手続きが記載されていない場合であっても実際には、その手続きを行っている場合を含んでいると考えられる。

補注)

1) 東日本大震災においては、平成23年3月11日の発災後、6月24日の東日本大震災復興基本法が成立し施行するまで、単に閣議に基づき閣僚が集う事実上の復興対策本部は設置できても、法律上、地方公共団体の長に対しても総合調整機能を有する、法律上の権限を持つ復興対策本部は設置することができなかった。

2) 東日本大震災復興基本法においては、第2条の基本理念において、「日本の再生を視野に入れた抜本的な対策」や「人類共通の課題の解決に資するた

めの先導的な施策への取組」などといった、必ずしも被災地の復興の取り組みに関わらないものも含まれていたが、この法律の理念は、被災地の生活及び経済の復興と単純かつ明確に規定している。3) 内閣総理大臣は、内閣法に基づき各省庁大臣を総合調整することはできるが、被災地の地方公共団体を総合調整するのはこの法律をもって可能となる。また、復興現地対策本部を置くことも、地方自治法第156条第4項に基づき通常は国会の承認が必要だが、この法律により閣議で設置できることになった。

4) 政府の復興基本方針においては、必ず定めるべき事項として、法律上被災地の人口の現状及び将来見通しや土地利用の基本となる方向を定めることとした。これは、東日本大震災において定めた政府の復興方針においては、都道府県の復興方針や復興計画の前提となる人口フレームや土地利用方針が明確にならなかったことから、この点を反省して、政府が人口の見通しと土地利用の方針を明らかにすることを求めたものである。なお、人口の見通しについて、国立社会保障・人口問題研究所の推計などを参照して定めることを想定している。

5) 東日本大震災においては、市町村の復興計画の作成が先行して、県の復興方針が後手にまわったため、市町村間で復興計画の齟齬が生じ、復興計画の人口フレームの調整が十分に行われなかった懸念がある。この点を反省して、都道府県知事の復興方針には、おおむね、当該都道府県の人口の現状及び将来見通し、土地利用の基本的方向を定めることとし、これを前提にして、市町村の復興計画が定められることとした。

6) 市町村の復興計画では、政府、都道府県の復興方針に基づく、まさに具体の人口の現状と将来の見通し、土地利用の基本方針を定めるとともに、復興のために必要なハードの事業、さらに基本理念で生活の再建及び経済の復興をうたったことを踏まえ、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務について定めることとしている。

7) 東日本大震災復興特別区域法においては、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画が定められているが、その策定手続きにおいて住民参加の規定が整備されていなかった。この法律においては、第10条第5項において、「公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記したものである。

8) 復興計画に基づく①から④までの特例は、東日本大震災復興特別区域法の復興整備計画の特例に準じたものである。

9) 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画は、津波防災地域づくり法第6章に定める、津波という災害について、予防と復興の両面で活用可能な、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画について、様々な種類の大規模災害に共通の復興制度として一般化したものである。なお、この制度は東日本大震災の復興交付金の予算制度名としては津波復興拠点整備事業と呼んでいる。

10) 市町村の都市計画決定の都道府県の代行及び国土交通大臣の代行は、従来の個別災害の復興特別法においても措置されたことはなく、この法律

で初めて創設された。

11) 災害復旧事業等の工事の国等による代行の規定は、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に準じたものである。

12) 応急段階では、災害対策基本法第67条以下で市町村から他の市町村・都道府県知事、都道府県知事から他の都道府県知事、内閣総理大臣等への応援の要求の規定が措置されている。この法律では、東日本大震災において復興段階の人材不足が極めて深刻であることを踏まえ、初めて復興段階において、市町村又は都道府県知事から関係行政機関に対して応援の要請の規定と内閣総理大臣又は都道府県知事に対する職員派遣のあっせんの規定を設けた。

13) 別に法律で定めることにより財政措置等を講ずることとした趣旨は、大規模災害が発生した時点の世代の国民の代表である国会において、国民にどのような負担を求め、被災者にどの程度の支援をするかの判断をしてもらうのが民主主義の原則に沿うものとの考えによる。

(参考文献)

- 1) 大規模災害からの復興に関する法律の全文は、http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/fukukou_01.html 参照。
- 2) 平山洋介ほか『住まいを再生する』(岩波書店)
- 3) 日本住宅会議『東日本大震災住まいと生活の復興』(ドメス出版)
- 4) 牧紀男『復興の防災計画』(鹿島出版会)
- 5) 大西隆ほか『東日本大震災復興まちづくり最前線』(学芸出版社)
- 6) 関満博『東日本大震災と地域産業復興』(新評論)
- 7) 塩崎賢明ほか『東日本大震災復興の正義と倫理』(クリエイツかもがわ)
- 8) 上昌弘『復興は現場から動き出す』(東洋経済新報社)
- 9) 関西大学社会安全学部『検証東日本大震災』(ミネルヴァ書房)
- 10) 『浜からはじめる復興計画』(ディテール別冊2012年04月号)
- 11) 佐藤滋編『東日本からの復興まちづくり』(大月書店)
- 12) 室崎益輝ほか『震災復興の論点』(新日本出版社)
- 13) 牧紀男『災害の住宅誌』(鹿島出版会)
- 14) 伊藤滋ほか『東日本大震災への提言』(東京大学出版会)
- 15) 西村康雄『「危機管理」の都市計画』(彰国社)